

議案第 号

和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例

和光市役所駐車場条例（平成18年条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、駐車場の使用にあたり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納めなければならないものとし、その額は1日あたり1,500円を限度とする。</p> <p>(1) 入場した当日 入場後1時間未満は無料とし、その後駐車時間30分（30分未満は、30分とする。次号において同じ。）ごとに100円</p> <p>(2) 入場した翌日以降（連続して使用する場合に限る。） 駐車時間30分ごとに100円</p> <p>2 複数日において連続して駐車場を使用した場合の使用料は、使用した日ごとの使用料の合計額とする。</p> <p>3 使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額を含むものとする。</p> <p><u>（違反自動車等に対する措置）</u></p> <p>第15条 管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則に違反して駐車場内に駐車し、又は放置されている自動車について、必要な措置を講ずることができる。</p> <p>第16条～第18条（略）</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、<u>入場から退場までの時間が3時間を超えた場合は、自動車1台につき、3時間を超えた時間について1時間までごとに100円の使用料を納めなければならない。</u></p> <p>第15条～第17条（略）</p>

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和 年 月 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

駐車場の適正な利用及び管理運営を図るため所要の改正を行う必要があることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。